1 議 事 日 程

[令和2年太宰府市議会 環境厚生常任委員会]

令和2年6月10日 午前 10 時 00 分 於 全員協議会室

日程第1 議案第36号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第37号 太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第38号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第39号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第40号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について

2 出席委員は次のとおりである(6名)

委員長 小 畠 真由美 副委員長 木 村 彰 議員 人 議員 委 員 陶 山 良尚 議員 委 員 藤 井 雅 之 議員 笠 利 毅 議員 IJ 舩 越 隆 之 議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(16名)

市民生活部長 濱 本 泰 裕 健康福祉部長 友 田 浩 健康福祉部理事 兼高齢者支援課長 中 市民課長 広 田 縁 池 田 俊 兼包括支援センター所長 税務課長 木 納税課長 大 谷 賢 治 森 清 人権政策課長兼 環境課長 中 島 康 秀 行 武 佐. 江 人権センター所長 国保年金課長 原 寿 子 福祉課長 井 本 正 彦 髙 生活支援課長 井 人 介護保険課長 泰 隆 藤 泰 <u>V</u> 石 大 保育児童課長 敬 介 ごじょう保育所長 寺 原 貴美栄 石 子育て支援 元気づくり課長 安 西美香 白 田 美 香 センター所長

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長 阿 部 宏 亮 議 事 課 長 花 田 善 祐 書 記 平 田 良 富

開会 午前10時00分

~~~~~~ () ~~~~~~~

○委員長(小畠真由美委員) 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第1 議案第36号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について

○委員長(小畠真由美委員) 日程第1、議案第36号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(森木清二) おはようございます。

議案第36号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、令和2年度税制改正及び新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のため の措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部が改正されたことに伴 い、太宰府市税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症関係で、個人住民税、軽自動車税、固定資産税等に係る特別措置を講ずることや、地方税法の改正に伴い、非課税措置及び所得控除について、ひとり親を対象に追加する規定の整備などでございます。

議案書は13ページから20ページ、条例改正新旧対照表は3ページから24ページでございます。

資料1-1の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置(案)ついてと 資料1-2、令和2年度地方税制改正(案)についても参考資料としてごらんください。

第1条です。

まず、附則第10条、読みかえ規定の改正についてですけれども、条例改正新旧対照表の3ページをお願いします。

法附則第61条、コロナウイルス感染症等に係る中小事業者の家屋及び償却資産に対する固定 資産税及び都市計画税の課税標準の特例の新設につきましては、法律改正にあわせて今回改正 するものであります。

具体的に申し上げますと、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の 1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の 1またはゼロとするものです。

なお、売上高が減少した期間及び減少率等につきましては、資料1-1の2、固定資産税のとおりです。

次に、附則第10条の2につきましては、法附則第62条、コロナウイルス感染症等に係る先端 設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例で、新設により規定の 整備をするものです。

具体的に申し上げますと、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えるというものです。新たに課税されることとなった年度から条例で定める率を令和3年度分ゼロにするというものです。

次に、附則第15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減、1%軽減ですけれども、この適用期限を6カ月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものであります。

次に、附則第24条、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等、これは資料1-1の1、徴収の猶予制度の特例をごらんください。

これですけれども、地方税法附則第59条第3項において準用する地方税法の規定において、 条例に委任している事項の細目を定めるものです。

具体的な改正内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少、減少の幅ですけれども、前年同期比おおむね20%以上の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設けるものであります。

今、ご説明いたしました市税条例の改正につきましては、全て公布の日施行でございます。 また、固定資産税に係る軽減措置、特例措置の拡充、延長、軽自動車税環境性能割の臨時的 軽減の延長による市税減収額につきましては、全額国費で補填されます。

第2条。

次に、附則第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例ですが、地方 税法附則第60条第3項において条例に委任している事項の細目を定めるものであります。

議案書は14ページの下段、条例改正新旧対照表は5ページでございます。

具体的な改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症特例法第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの行事等で中止もしくは延期等した場合、その入場料金、参加料金等について、主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用を個人住民税に対応するものであります。

次に、附則第26条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例ですが、地方税法附則第61条第2項の追加に伴う改正を行うものです。つまり、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応を1年延長しまして、令和16年度までとすることであります。

今、ご説明いたしました2つの市税条例の改正につきましては、全て令和3年1月1日施行 でございます。

第3条に移ります。

次に、第24条、個人の市民税の非課税の範囲ですけれども、議案書は15ページ、条例改正新 旧対照表は5ページから7ページでございます。

資料1-2、令和2年度地方税制改正(案)についても参考資料としてごらんください。

改正の中身ですが、全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、 婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消する ために、まず1つに、未婚のひとり親に寡婦(夫)控除を適用、2つ目に寡婦(夫)、これは 夫のほうもありますけれども、控除の見直し、3番目に個人住民税の人的非課税措置の見直 し、この3点がございます。

まず、未婚のひとり親に寡婦(夫)、夫も含めますけれども、この寡婦(夫)控除を適用とは、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、同一のひとり親控除を適用するというものです。

次に、寡婦(夫)控除の見直しですが、寡婦と寡夫と同じ所得制限、所得が500万円、年収が678万円を設けまして、あわせて住民票の続き柄に夫(未届)、妻(未届)の記載がある場合には、控除の対象外とするというものです。さらに、子ありの寡婦の控除額について、子ありの寡婦(夫)の金額を同額とするものであります。

今申し上げました2つの見直しに伴いまして、個人住民税の人的非課税措置の対象となる未婚のひとり親について、児童手当受給者、18歳以下の児童の父または母に限定しないこととするものであります。

今、ご説明しました市税条例の改正につきましては、全て令和3年1月1日施行でございます。

次に、第94条第2項、たばこ税の課税標準、これは議案書15ページ、新旧対照表は7ページ の下段からになります。

国の法律改正にあわせまして、ただし書きを追加するものでございます。

その中身ですけれども、軽量な葉巻たばこに係る葉巻たばこの本数への換算方法について、 令和2年10月1日から2段階で見直す今年が1段階目で、1本0.7g未満を0.7本とするという ことでございます。

次に、附則第3条の2、延滞金の割合等の特例、これは議案書の15から16ページ、新旧対照表は8ページからになります。

これは、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備を行うものであります。

延滞金につきましては、納税者が法定納期限を過ぎて、履行遅延となった場合には、遅延利息として課されるものです。今までは「特例基準割合」という名称を、今回の改正で「延滞金特例基準割合」という名称に改めるものであります。

また、附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例におきましては、加算した割合、今までは1.0%であった割合を0.5%に引き下げるものであります。

次に、附則第17条、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例ですが、土地基本法及び 租税特別措置法の改正により、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税課 税の特例について規定されたものであります。

改正の中身ですが、低未利用地の譲渡、親族間の譲渡は除きますけれども、この譲渡をした 場合には、低未利用地の譲渡益から100万円を控除することができることとするということで ございます。

次に、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例ですが、これは法律改正にあわせて改正するもので、長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長するというものです。

今、ご説明いたしました市税条例の改正につきましては、全て令和3年1月1日施行でございます。

最後に、第4条です。

次に、第19条、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金から第52条第4項から第6項、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金ですけれども、法律改正にあわせましての改正及び規定の整備、条例の項の削除による変更などにより項ずれ、項の削除に伴う措置を行うものでございます。

新旧対照表は11ページから23ページになります。

今、ご説明いたしました市税条例の改正につきましては、全て令和4年4月1日施行でございます。

最後になりますが、第94条第2項につきましては、軽量な葉巻たばこの本数への換算方法の 第2段階目で、1本1g未満、これを1本とするということでございます。

ただいまご説明いたしました市税条例の改正につきましては、全て令和3年10月1日施行で ございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長(小畠真由美委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

市税条例の新旧対照表のページ数を言ってもらえれば、順番は問いませんので、どうぞ。 藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) 配付いただきました資料1-2で質問させていただきますけれども、寡婦控除の見直しのところの②番目のところでですね。住民票、続柄、夫(未届)、妻(未届)の記載がある場合、控除の対象外とするというふうに説明があるんですけれども、これはどういったことなのか、控除の対象外というところがちょっとひっかかってくるところが私は個人的にあるんですけれども、ここら辺の仕組みをもう少し詳しく教えていただけませんか。

- 〇委員長(小畠真由美委員) 税務課長。
- ○税務課長(森木清二) 住民票の続き柄のところに夫(未届)、妻(未届)と記載がある場合ということですけれども、これは通常は住民票で事実婚であることが明記されている場合と、住民票の続き柄に未届と記載がある場合がありまして、その場合には寡婦(夫)控除の適用にはならないというふうな意味合いでございます。
- 〇委員長(小畠真由美委員) 藤井委員。
- **〇委員(藤井雅之委員)** それの部分というか、細かいところはわかりました。

それと、全体の寡婦(夫)控除の今回の見直しですね。この適用が所得500万円というような具体的なところがあっておりますけれども、これがどれぐらいの見込みといいますか、対象が見込んでおられるのか、詳細な数字がおわかりだったらお聞かせください。

- 〇委員長(小畠真由美委員) 税務課長。
- ○税務課長(森木清二) 直近の資料になりますけれども、寡婦(夫)控除の対象者が現在 1,500人余りいらっしゃいます。それで、所得が500万円超過の控除対象者につきましては、お よそ31人、全体の対象者からしますと2%の割合になるかと思います。 以上です。
- ○委員(笠利 毅委員) 2つあるんですが、1つは藤井委員が聞かれたことを、最初私も全く同じことを聞こうと思ったんですけれども、それについてまず確認なんですけれども、つまり戸籍上は婚姻関係がないけれども、住民票の上で同居した婚姻関係があると認められる場合には控除の対象にしないという理解でよろしいんですねというのが、多分そうだと思うんで1点。もう一つは、別のことなんですけれども、資料1−1の1番の最初のところですね。徴収の猶予制度の特例というところで、事前にちょっと見てきたところでは、おおむね20%というのが相当のという表現だったので、何か決まったんだと思うんですけれども、おおむねということは、個別審査になったりするとか、どういう意味合いでおおむねということになっているのかを説明していただきたいと思います。
- 〇委員長(小畠真由美委員) 税務課長。
- **○税務課長(森木清二**) 1点目につきましては、委員おっしゃるとおりのことでございます。

2点目の徴収猶予制度の関係でございますけれども、おおむね20%以上の減少というふうに 国のほうが示しておりますけれども、実際に徴収の猶予関係は、納税のほうで今受けてありま すが、いろいろな、それぞれの個人であったり、事業所であったり、事例がございますけれど も、その辺はある程度お話を伺って、20%程度、きっちり20%以上でないといけないとか、そ ういう形では判断はしてないかと思います。そこで、国の示しております20%というのをある 程度参考にして、対象になるか、ならないかというふうなことを判断しているのではないかと いうふうに思っております。 以上です。

- 〇委員長(小畠真由美委員) 笠利委員。
- ○委員(笠利 毅委員) ということは、その辺は、ある程度市役所の内部で細かい判断基準というのは整えていくというふうに理解しといてよろしいんでしょうか。
- 〇委員長(小畠真由美委員) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(濱本泰裕) 今回の納税の猶予制度につきましては、個別にたくさんのご相談をいただいております。その中で、全体を見た中で、先ほど税務課長が申したように、おおむね20%というのが一つの目安にはなっておりますけれども、さまざまな個別の用件というのがございますので、そういったものも受けながら、今相談を受けて、通常の猶予制度に該当するのか、コロナの特例の猶予制度に乗せるのか、そのあたりは判断をしているところでございます。
- 〇委員長(小畠真由美委員) 笠利委員。
- **〇委員(笠利 毅委員)** ということは、パーセンテージの基準以外のものを勘案して、どういう 適用をしていくのが適切かということを判断していくという意味合いで理解すればいいという ことですね。
- 〇委員長(小畠真由美委員) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(濱本泰裕)** そのように理解していただいて結構だと思いますので、まずはご相談をいただきたいということでご案内をしているところでございます。
- ○委員長(小畠真由美委員) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小畠真由美委員) それでは、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(小畠真由美委員) これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

〇委員長(小畠真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第36号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり 可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時24分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第2 議案第37号 太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例について

〇委員長(小畠真由美委員) 日程第2、議案第37号「太宰府市都市計画税条例の一部を改正する

条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

税務課長。

**〇税務課長(森木清二)** 議案第37号「太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例について」 ご説明申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市都市計画税条例の一部を改正するものでございます。

議案書は21ページから22ページ、条例改正新旧対照表は25ページでございます。

第1条です。

改正内容ですが、法附則第61条、コロナウイルス感染症等に係る中小事業者の家屋及び償却 資産に対する都市計画税の課税標準の特例の新設につきましては、法律改正にあわせて改正す るものであります。

具体的に申し上げますと、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の 1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る都市計画税の課税標準を2分の1またはゼロと するものです。

なお、売上高が減少した期間及び減少率等につきましては、資料1-1の2、固定資産税のとおりです。

次に、附則第61条が第63条に条ずれが生じているということであります。

今、ご説明いたしました都市計画税条例の改正につきましては、公布の日施行でございます。ただし、第2条の規定につきましては、令和3年1月1日からの施行になります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長(小畠真由美委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小畠真由美委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小畠真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

〇委員長(小畠真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第37号「太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例について」は原案 のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時26分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第3 議案第38号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について

〇委員長(小畠真由美委員) 日程第3、議案第38号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例 について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

〇市民課長(池田俊広) 議案第38号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書の23ページから24ページ、新旧対照表の26ページから31ページの中の該当する箇所、 27ページをごらんください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆるマイナンバー法ですけれども、改正に伴い、本年5月25日に個人番号が記された通知カードが廃止されました。また、個人番号カード、こちらはマイナンバーカードです、マイナンバーカードの交付に伴い、平成28年1月以降、住民基本台帳カードの新規交付はありません。

よって、通知カード再交付と住民基本台帳カードの交付の手数料を徴収することがないため、本市手数料条例の一部を次のように改正するものです。

本市手数料条例別表第16の項及び第17の項を削り、同表の第18の項から第50の項までを2項 ずつ繰り上げます。

なお、施行日は公布の日としております。

説明は以上です。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

〇委員長(小畠真由美委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

木村委員。

○副委員長(木村彰人委員) 今回の特別定額給付金の件でも、マイナンバーカードはトラブルが 続出で、そのタイミングで、こういう形で出てくると非常に難しいところで、まずこの制度自 体が国のほうが方針が混迷していますね。最近、私が新聞で読んだ記事だけなんですけれど も、このマイナンバーカードの特典あたりの取り組みが今年の9月に始まるという、マイナポ イント、そういうこともある中で、わかる範囲で、国が決めなきゃいけないことなんでしょう けれども、マイナンバーカードの利用分の見通しというんですかね。これは、最終的には国が どんどん進めていくことになると思うんですけれども、今の段階で、これは条例改正をしますんで、市民に対しては、これは情報発信すると思うんですが、なかなかお知らせしにくいですよね。そもそも、これはどうなっているのって聞かれると思うんですけれどもね。そこら辺も含めたところで、今わかる範囲で、マイナンバーカードの方向性、情報がわかれば教えていただければと思います。

- **〇委員長(小畠真由美委員)** 今の現状とかもということですね。 市民課長。
- ○市民課長(池田俊広) 委員言われたとおり、これからマイナポイントというのが、いわゆる民間に言う何かポイントみたいなのがついて、民間のポイントに付与していくというようなのを、ちょっと記憶が曖昧で申しわけないんですけれども、7月から受け付けて9月から始めるというようなことを聞いております。それから、以前も委員会の中でお話ししましたけれども、保険証も来年3月から、まずは共済のほうからマイナンバーに保険証を切りかえていくということになっております。昨日かおとといか、総務省の総務大臣のほうからマイナンバーカードに銀行口座を1つだけひもづけをするというような国会の答弁でも何かあっているようですし、そういったことで、マイナンバーカードが広がるんではなかろうかというようなことは、私自身は思っております。

以上です。

○委員長(小畠真由美委員) 私のほうからいいですか。

登録の動向というか、少しずつ増えているのか、今回の定額給付金で増えたのか、今現在の 登録者数等、わかれば教えてください。

市民課長。

- ○市民課長(池田俊広) 以前、委員会の中でお話ししましたけれども、以前は14%ほどでしたけれども、今回特別定額給付金の関係で、マイナンバーカードをつくりたいという方が連休前後にたくさんいらっしゃって、実はマイナンバーカードを持ってなくても定額給付金の受け付けはできたんですけれども、急に来られたもんですから、国のほうのサーバーのほうがダウンしてしまって、全くそれが受け付けられないという状態になったもんですから、急に伸びたということは、済みません、ございません。今は、大分すきましたけれども、急に何百人単位とか、そういったふうに増えたわけではございませんので、今のところ、多分14%から15%をまだキープしているところだろうと思います。
- **〇委員長(小畠真由美委員)** わかりました。

ほかにはありませんか。

舩越委員。

○委員(舩越隆之委員) このマイナンバーカードで、今回のコロナに対する定額給付金なんかのいろいろな問題で、多分いろいろなトラブルが起きたりしたわけですね。そういう手続が難しかったりとか、いろいろな問題があったりして、今後、それが増えていくという、わざわざマ

イナンバーにしなくてもいいんじゃないのというようなこともあり得ると思うんですね。だから、今後マイナンバーを実際市として増やしていこうと思ってあるのか、ご希望の方だけマイナンバーにしてもらおうと思ってあるのか、お聞かせください。

- 〇委員長(小畠真由美委員) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(濱本泰裕) マイナンバーカードの普及につきましては、以前も一般質問等でも 出されておりましたけれども、行政といたしましては、当然普及をしていきたいというふうな 立場で事務は進めております。ただ、今は、先ほど市民課長も言いましたように、保険証と か、そういったもの、多方面で利用できるような形を国のほうも進めておりますので、それに 合わせまして、利用できる範囲も広がっていくんじゃないかというふうに思っております。
- ○委員長(小畠真由美委員) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小畠真由美委員) これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小畠真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

〇委員長(小畠真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第38号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」は原案のと おり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時34分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

# 日程第4 議案第39号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

**〇委員長(小畠真由美委員)** 日程第4、議案第39号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正 する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

**〇国保年金課長(高原寿子)** 議案第39号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に ついて」ご説明申し上げます。

議案書は25、26ページ、新旧対照表は32、33ページをお開きください。

今回の改正は、地方税法等の改正に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことによるもので、条例附則第5項と第6項に第35条の3第1項を追加いたしております。

具体的な追加内容といたしましては、議案第36号に同様の改正がございましたが、国民健康

保険税額の所得割額を算定する際、前年度の所得に算入される長期譲渡所得と短期譲渡所得に 低未利用土地、居住用、業務用、その他の用途に供されていない土地などのことでございます が、当該土地の譲渡を行った場合の特別控除を追加するものでございます。

以上でございます。

○委員長(小畠真由美委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小畠真由美委員) これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小畠真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

〇委員長(小畠真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第39号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は 原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時36分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

〇委員長(小畠真由美委員) それでは、ここで感染症拡大防止策として、執行部の入れかえを行います。執行部の皆様は、席をご移動ください。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第5 議案第40号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について

**○委員長(小畠真由美委員)** 日程第5、議案第40号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(小畠真由美委員)** また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連する項目と して同時に説明したほうがわかりやすい補正項目については、あわせて説明をお願いしたいと 思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小畠真由美委員) 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、 関連として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目については、歳出の中であわせて説明 をお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書は、16ページ、17ページをお開きください。

2款4項2目住居表示費について執行部の説明を求めます。

市民生活部長。

**〇市民生活部長(濱本泰裕)** 今回の補正予算案では、これまでの補正予算案とは異なりまして、 市三役の給与減額分を含めた多くの減額する項目が含まれております。

これらにつきましては、市三役の給与減額分を除きまして、新型コロナウイルス対策の財源 に充てるために、議員各位のご協力をいただいたものを初め、当初予定していたものから事業 の縮小や中止、先送りが可能なものなどを精査いたしまして、計上させていただいておりま す。

内容につきましては、所管課長からご説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

- 〇委員長(小畠真由美委員) 市民課長。
- **○市民課長(池田俊広)** 2款4項2目住居表示費385万円を減額しております。

内訳は、本年の住居表示板の維持管理を国分地区に計画していましたが、その委託料295万円を、また住居表示案内板3カ所の工事を予定しておりましたが、その工事請負費90万円を減額いたします。

いずれも不要ではありませんが、委託及び工事の先送りは可能と判断いたしました。

なお、歳入はございません。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長(小畠真由美委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

舩越委員。

- ○委員(舩越隆之委員) この住居表示の分を減額したということですけれども、住居表示費というのは、私なりに考えると、大事なことじゃないかなとは思っているんですね。ただ、これを委託するということに対して、これは委託じゃなくて、例えば市の職員の中で時間をつくりながら回っていくことによって、このお金自体がある程度浮いてくるんじゃないかなと、私は考えるんですけれども、それはどういうふうにお考えですか。
- 〇委員長(小畠真由美委員) 市民課長。
- **〇市民課長(池田俊広)** 今回は、国分地区、先ほど予定しておりましたけれども、国分地区だけで2,229世帯ですね。これを職員で回るということになりますと、大変な作業になりますの

で、これは例年どおり専門業者のほうに委託を任せておりましたし、今まで職員がそれをした ということがございませんので、いわゆるノウハウが職員にないというのが現状でございまし て、そういうところで専門の業者のほうに委託をしております。

- 〇委員長(小畠真由美委員) 舩越委員。
- ○委員(舩越隆之委員) 実は、住宅の表示というのは、これはプレートか何か張るんでしょ、これは。違うんですか、ですよね。プレートを張るのにそんな専門業者が必要かなと思うんですけれども。
- 〇委員長(小畠真由美委員) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(濱本泰裕) 私も以前住居表示係をやっておりまして、プレートを張って回っていたんですけれども、実際にはコンクリートボンドで壁に張りつけるものですから、どうしても所有者の方の了解も得てからじゃなければ張れないということもございます。どうしても新築の家の方とかは、余りああいうものを張りたくないとか、いろいろなご意見の方がたくさんおられます。ですから、一軒一軒、了解を職員でとっていって、整備をしていくとなると、かなりの作業量になるものと思われます、作業自体は単純なんですけれども。それと、当然剥がれたりとか不備があった場合は、ご本人さんから新しいのが欲しいと言われた場合には、その都度、ボンドと表示板をお渡しして、張っていただいているというような現状もございますので、その辺でご理解をいただきたいというふうに思います。
- ○委員長(小畠真由美委員) ほかにありませんか。 陶山委員。
- **〇委員(陶山良尚委員)** たまに剥がれているとか、そういう部分もあるんですけれども、そういう管理は、例えば業者が来るというか、直接住民から来るとか、その辺の管理はどうされているのかと思うんですけれども、いかがですか、その辺は。
- 〇委員長(小畠真由美委員) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(濱本泰裕)** 当然通報等があった場合、特に街区表示板というのは、長い表示板 になっておりまして、あれが半分剥がれたりすると危険もございますので、通報があった場合 は、その都度職員で対応しております。
- ○委員長(小畠真由美委員) ほかにありませんか。
  木村委員。
- **○副委員長(木村彰人委員)** 今の説明で、地区ごとに全部張りかえるということでびっくりした んですけれども、ちなみに地区ごとに巡回というか、回っていくと思うんですけれども、大体 何年に1度ぐらいの張りかえになるんでしょうか。
- **〇委員長(小畠真由美委員)** 市民課長。
- **〇市民課長(池田俊広)** 大体15年から16年に1回です。 以上です。
- ○委員長(小畠真由美委員) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(小畠真由美委員) 進みます。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

3款1項2目老人福祉費の022老人ホーム関係費及び023敬老会関係費について執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

**〇高齢者支援課長(田中 縁)** 次に、3款1項2目老人福祉費の補正についてご説明いたします。

まず、事業022老人ホーム関係費、20節扶助費の老人保護措置費247万2,000円の減額でございますが、措置入所者1名が4月初めに退所されましたので、今年度予定しておりました1名12カ月分について不用となりますことから、減額をいたします。

関連して歳入の補正がありますので、ご説明いたします。

補正予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

8ページ、9ページのほうの歳入ですね。

13款1項2目民生費負担金の老人ホーム入所者負担金につきましては、ただいまご説明いたしました歳出の減額に伴いまして、1名分の負担金収入の減額をしております。

済みません。18、19ページに戻っていただきまして、次に事業023敬老会関係費につきまして、今回事業の一部見直しを行っておりますので、ご説明いたします。

8節報償費の敬老祝い71万円の減額でございます。

内訳といたしましては、まず新100歳の高齢者に対するお祝い金、お1人当たり3万円になっておりますが、これを近隣の金額等を考慮しまして2万円に減額するもので、対象見込み者数が25名でございますので、まず25万円の減でございます。

次に、同じ敬老祝いの中で、101歳以上の高齢者に毎年お祝い金を支給しております。お祝い金は、1万円支給しておりますが、これにつきましては、毎年同じ方に何年も何年も続けてお渡しするということもございまして、この分については廃止をすることで今回ご提案させていただいております。対象見込み者数46名分の46万円、合わせて敬老祝いで71万円の減額でございます。

次に、11節需用費の消耗品費につきましては、今ご説明いたしました101歳以上のお祝い金の数が減るということで、お祝い封筒の数が減りますので、消耗品費の減額を1,000円行っております。

次に、19節負担金補助及び交付金でございます。

敬老会費72万5,000円の減額についてご説明いたします。

令和2年度の敬老会につきましては、現在自治協議会のほうでも協議検討を重ねていらっしゃるところでございますが、まず新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からということで、 市からの出席を見合わせざるを得ないのではないかというふうに考えております。 敬老会に対しまして、市からお祝い相当分ということで算定をしております5,000円のみ減額をさせていただくこととしております。44自治会分ですので、22万円の減額になります。あわせて、予算要求時は9月ごろに敬老会対象者の人数を見積もりまして予算を要求しておりますけれども、それから本年令和2年4月末時点で人数を見直しまして、50万5,000円の減。合計で72万5,000円の減額とさせていただいております。

説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長(小畠真由美委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

- ○委員(笠利 毅委員) 冒頭に市民生活部長のほうからコロナ対策のためにさまざまな削減をしてというお話がありましたけれども、今の説明を聞くと、老人ホーム関係費は、それとは無関係に対象者が出たからでありますし、敬老会はきっかけはそれであったかもしれませんけれども、今後そのようにシステムを変えていくとなると、今年のコロナ対策費に回したという限定的な使途になるのか、今後もその趣旨でいくのであれば、恒常的に減る分として算定していくのか、その辺がはっきりわからないので、この減額分を具体的に何らかのコロナ対策のファンド、Beautiful Harmonyファンドかどうかは別として、まとめていくつもりなのかどうか、その減った分をどのように扱っていくのかというのをお聞かせください。
- 〇委員長(小畠真由美委員) 健康福祉部長。
- O健康福祉部長(友田 浩) この分につきましては、うちの分だけではございませんで、大体B H事業、Beautiful Harmony事業のほうの財源にするということで、今年度 現段階でこの方針でということでございますので、次年度以降どうするかという分について は、今後、令和3年度の予算編成時に再度内部協議をして決定をさせていただくということに なっておりますので、これはあくまでも今の段階では限定的ということでご理解いただければ と思っております。
- ○委員長(小畠真由美委員) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小畠真由美委員) では、進みます。

次に、同目の026介護保険事業費について執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長(立石泰隆) 3款1項2目老人福祉費、026細目介護保険事業費、19節負担金補助及び交付金、地域密着型施設等整備補助金134万4,000円の増額補正につきましてご説明いたします。

これは、第7期介護保険事業計画に基づき、定期巡回・随時対応型訪問介護事業所の開設準備及び小規模多機能型居宅介護事業所の開設準備・整備助成について、福岡県地域密着型施設

等整備補助金に係る令和2年度の所要額見込額等調査において申請しておりましたところ、令和2年度福岡県地域密着型施設等整備補助金の内示において、小規模多機能型居宅介護事業所整備助成額が増額されて、当初予算計上額より134万4,000円増額した額で内示の通知がありましたので、134万4,000円の増額補正を計上するものです。

またあわせまして、本歳出に係る歳入財源につきましては、補正予算書の10ページ、11ページをごらんください。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、福岡県地域密 着型施設等整備補助金134万4,000円であり、10分の10の全額補助となっております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長(小畠真由美委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(小畠真由美委員) 進みます。

次に、同項4目障がい者自立支援費について執行部の説明を求めます。 福祉課長。

○福祉課長(井本正彦) 続きまして、補正予算書の18、19ページですね。

3款1項4目障がい者自立支援の減額補正についてご説明いたします。

この中身でございますが、032の障がい者地域生活支援関係費ということで、そのうちの 13節の委託料でございます。

1つ目が手話奉仕員養成講座の運営委託料でございます。

減額としまして、69万6,000円でございます。毎年社会福祉協議会に委託しまして、この本事業を行っているところではございますが、新型コロナウイルスの感染症対策としまして、総合福祉センター自体が閉鎖というところでございました。この閉鎖期間が5月末ということでございまして、本来ですと手話講座自体は5月から開始いたします。そのセンター自体が利用ができないということから、講座そのものが実施できるのか、また講座を開設したとしても、今後のウイルス感染というおそれから参加される方が少ないんではないかというところも見込みまして、開始の時期がちょっと見込めないというところもございましたので、社会福祉協議会と協議をいたしまして、本講座を中止の決定をしたところでございます。

次に、その下にございます福祉タクシーの運営委託料でございます。

220万円の減額というところでございますが、本事業につきましては、障がい者の方の外出 支援ということで、福祉タクシーの利用券をお渡ししているというところでございます。しか しながら、新型コロナウイルスの感染症というところもございまして、外出を控える方がござ いまして、3月だけで見ましても、昨年の3月、それから本年の3月を見ましても、200件ほ どの利用者の方の件数が減少しておりました。そういったところも含めまして、この220万円 の減額というところで対応させていただいております。

続きまして、歳入のところでございます。

補正予算書の8ページ、9ページをごらんください。

この歳入補正の分でございますが、手話奉仕員の養成講座につきましては、国が2分の1、 県が4分の1の補助を行っているところでございます。

15款国庫支出金の2項国庫補助金の2目民生費国庫補助金の中の地域生活支援事業費補助金、こちらの24万4,000円が手話奉仕員養成講座の補助と、国の補助というところでございます。この減額でございます。

続きまして、10ページ、11ページにございます、県のほうでございますね。県の支出費でございます。

こちらの県補助金の、こちらも同様の名前でございますが、地域生活支援事業費補助金、これが4分の1の12万2,000円、こちらの減額ということで、これも同様の手話奉仕員養成講座の減額というところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長(小畠真由美委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(小畠真由美委員) 進めます。

次に、同項10目人権政策費について執行部の説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長(行武佐江) 続きまして、補正予算書18ページ、19ページ。

同項10目人権政策費、110人権啓発費についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、毎年福岡県が7月を同和問題啓発強調月間と定め、太宰府市といたしましても市民講演会、街頭啓発、訪問配布などを行ってまいりましたが、今年度はコロナウイルス感染拡大防止のため、やむなく中止することになり、プラムカルコア市民ホールで7月11日 土曜日に予定しておりました市民講演会に関する予算を減額するものであります。

これに伴いまして、補正予算書の10ページ、11ページ。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、人権・同和問題啓発事業費補助金につきましても22万円の減額にするものでございます。

説明は以上です。

○委員長(小畠真由美委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

木村委員。

**〇副委員長(木村彰人委員)** 今回はイベントの中止という形で減額が上がってきていますけれど

も、これに関して、今回コロナという形で人権というのがクローズアップされていると思います。それで、今までの同和等の人権以外にも新たな課題が出てきているんで、逆にイベント等の減額はわかります。逆に、新たな課題については、増額があるのかなと思っていました、それが1つ。

もう一つは、ルミナスについて、もう会議室あたりがオープンされていますけれども、今回 のコロナの対策ですね。その関係でいろいろ対策、3密を避ける対策をされているところでオ ープンされていると思いますが、それについての予算の増とかという形も上がってなかったん ですけれども、それは指定管理者の指定管理料の中に込みというところで、予算の増はないん でしょうか。

- 〇委員長(小畠真由美委員) 人権政策課長。
- ○人権政策課長(行武佐江) まず、市民ホールでの講演会の件ですけれども、そちらは中止という形にやむなくいたしましたけれども、7月1日号の広報に講演をお願いしておりました先生に今原稿を書いていただいておりまして、講演会には来ていただけませんけれども、市民の皆様に読んでいただいて、そしてそれからもう一つ、筑紫地区でも統一チラシというのを毎年つくっておりまして、それは議員さん方にもご協力いただいておりましたけれども、街頭啓発の際に道行く市民の方にどうぞ読んでくださいってお渡ししていたんですけれども、そちらのほうも街頭啓発ができませんので、7月1日号の広報のときに挟み込みで全世帯にお配りして、そちらのほうにもコロナのこととか、そういうことが書かれておりますので、市民の皆さんにぜひ読んでいただきたいと思っております。

それから、ルミナスのほうですけれども、おっしゃられるとおり、しばらくの間休館いたしまして、5月19日からオープンはしたんですけれども、例えばコーラスとか運動とか、そういうのはしばらくお控えいただいていて、利用者の多い学習室は椅子を減らしたりとか消毒をまめにするとか、あとフリーで使えるエントランスホール、ああいうところも椅子を離したりして、3密を避けていただくように、ルミナスの職員の方が工夫してやっていただいています。

それから、まだ今は途中なんですけれども、2階のほうもこれから利用者も増えると思いますので、ただ換気があるから、エアコンはついているんですけれども、エアコンをかけっ放しというのも、やはり空気がよどんでよくないだろうということで、網戸をつけて窓をあけたりとか、そういう工夫を財団のほうの予算で今やっていただいているところです。

以上です。

○委員長(小畠真由美委員) ほかにはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(小畠真由美委員)** 済みません。11時になりましたけれども、このまま進めてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長(小畠真由美委員)** 次に、20、21ページをお開きください。

3款2項4目学童保育所費について執行部の説明を求めます。 保育児童課長。

○保育児童課長(大石敬介) 3款2項4目、細目010学童保育所管理運営費、19節負担金補助及び交付金420万4,000円の増額補正についてご説明いたします。

本年4月7日に国の緊急事態宣言が発出されたことを受け、学童保育所におきましては、感染拡大防止のため、どうしても保育が必要なご家庭の児童を除き、学童保育所への登所を自粛するよう要請を行いました。その際、市の要請に基づき、登所を自粛された日数に応じて利用料の日割り計算による減免を行うこととしております。

今回の補正予算につきましては、至急予算措置を必要とする最初に緊急事態宣言が出された 4月8日から5月6日までの1カ月間における、学童保育所利用児童820名分の利用料助成金 420万4,000円を計上するものです。

減免した利用料につきましては、後日欠席状況を確認した上で、指定管理者を通じて返還することとしております。

なお、緊急事態宣言が延長された5月7日以降につきましても、小学校の臨時休業期間中は、引き続き日割り減免を行いますが、期間延長後の減免費用につきましては、実績を見た上で、予算に不足が生じる場合には、再度補正予算措置を行いたいと考えております。

財源につきましては、補正予算書9ページをごらんください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金、放課後 児童健全育成事業補助金に事業費の3分の1に当たる140万1,000円と、11ページの16款県支出 金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金、放課後児童健全育成事業補 助金に同じく3分の1に当たる140万1,000円をそれぞれ計上しております。

説明は以上でございます。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(小畠真由美委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(小畠真由美委員) 進めます。

次に、4款1項1目保健衛生総務費から3目母子保健費までについて執行部の説明を求めます。

元気づくり課長。

〇元気づくり課長(安西美香) それでは、1目保健衛生費、細目990新型コロナウイルス感染症 対策関係事業費360万円の増額補正について説明いたします。

今回、提案いたします事業の内容は、市内の医療機関等への支援事業で、現在国の緊急事態 宣言は解除になったものの、新型コロナウイルス感染症を含む感染症のご相談や検査等、現場 で活躍される医療従事者の奮闘に感謝と敬意を込めて、物品等の支援を提供することを目的としています。

支援物品の内容としましては、休憩や食事の時間がとりにくい現場の医師、歯科医師、看護師、薬剤師の現状を鑑み、仕事の合間に手軽に食べられる栄養補助食品や水、あわせてほかに必要な品をご準備いただけるようクオカードを組み合わせ、支援品として医療現場に配布する予定でございます。対象施設は約120施設で、市内にある医療機関、歯科医院及び薬局です。事業費につきましては、1施設当たり3万円で、3万円掛ける120施設で360万円の事業費を計上しております。

続きまして、2目保健予防費、細目053予防接種費1,000万円の増額について説明いたします。

この増額につきましては、10月より定期予防接種として実施が予定されておりますロタウイルス感染症予防接種の個別接種委託料について計上しているものです。

ロタウイルスは、感染力が強く、感染すると急性胃腸炎を引き起こします。乳幼児期にかかりやすく、感染すると水のような下痢や吐き気、嘔吐、発熱等の症状が起こります。激しい脱水症状や合併症により死に至る場合もある油断できない病気です。ウイルスは患者の便に含まれ、手指から口の中に入り、感染します。現在は、ロタウイルスに効果のある抗ウイルス剤はなく、またアルコールなどの消毒薬では余り効果が得られないことから、予防接種等による予防が重要となります。

定期接種としては、単価のロタリックスと5価のロタテックという2種類のロタウイルスのワクチンが導入される予定ですが、ロタリックスは生後6週から24週までに2回経口接種、ロタテックは生後6週から32週までに3回経口接種するようになっており、どちらのワクチンを使用してもよいようになっています。対象者は、令和2年8月1日以降に生まれた24週もしくは32週までの乳児となりますが、同じ生ワクチンのBCG、水痘の予防接種の状況から接種者数を約300人と予測し、おのおののワクチンを半数ずつが受けたものとして、ロタリックスの接種委託料約1万7,000円の150人分の2回、それとロタテックの接種委託料約1万2,000円の150人の3回で約1,000万円の補正予算を計上するものです。

次に、3目母子保健費、細目050母子健康診査費の内容及び事業費について説明いたします。

今回、補正予算を提案する母子健康診査費の内容は、乳幼児健康診査事業です。

乳幼児健康診査とは、母子保健法に基づき、乳幼児の発育、発達チェック及び保護者に対す る適切な指導を行うことを目的としております。

現在、筑紫地区5市で実施している乳幼児健康診査は、4カ月児健診、10カ月児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診で、事業方式は集団健診と個別健診の2つの方法がございます。現在の筑紫地区5市の状況として、10カ月健診は5市とも個別健診、3歳児健診は5市とも集団健診となっております。4カ月健診及び1歳6カ月児健診については、今年度、春日市が新型

コロナウイルス感染症拡大防止のため、4カ月児健診を集団健診から個別健診に切りかえたことにより、太宰府市以外の筑紫地区4市については、4カ月児健診及び1歳6カ月児健診は個別健診となっております。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う国の緊急事態宣言は解除されましたが、今後、新型コロナウイルス感染症の拡大の可能性もあり、また新型コロナウイルス感染症に伴う市内での集団感染を防ぐため、今年度においては4カ月児健診及び1歳6カ月児健診を集団健診から個別健診に切りかえ、筑紫地区統一した状況で事業を実施したいと考えております。

事業費について説明いたします。

08節の報償費536万5,000円の減額についてですが、4カ月児健診及び1歳6カ月児健診を集団健診で実施した場合に発生する医師や看護師等への謝礼金の減額です。次に、11節の需用費及び13節の委託料の合計658万5,000円の増額についてです。

4カ月児健診及び1歳6カ月児健診を集団健診から個別健診に切りかえることに伴い、対象者に配布する健診票の印刷費及び個別健診協力医療機関である筑紫医師会所属の小児科を専門とする医療機関及び筑紫歯科医師会に所属する歯科医療機関に支払う委託費が必要になることから増額するものです。

なお、対象者につきましては、現時点では4カ月児健診及び1歳6カ月児健診とも約600人を想定しております。

説明は以上です。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(小畠真由美委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

**笠利委員**。

- ○委員(笠利 毅委員) 母子健康診査費についてなんですけれども、ご説明の中でよくわからなかったところがあるんですけれども、4カ月健診と1歳6カ月健診を春日市が個別に今回切りかえて、筑紫地区が個別で統一されることになるというお話だったと思うんですけれども、春日市と太宰府市を除くほかの市は、今回切りかえてそうなったのか、それとも以前から個別でやっていたのか、そこがわからなかったものですから、教えてください。
- 〇委員長(小畠真由美委員) 元気づくり課長。
- **〇元気づくり課長(安西美香**) 春日市以外の3市につきましては、以前から3歳児健診を除く全 ての健診が個別健診になっておりました。
- **〇委員長(小畠真由美委員)** ほかにありませんか。 陶山委員。
- **○委員(陶山良尚委員)** 9ページの新型コロナウイルス感染症対策関係事業費でございますけれ ども、ちょっと確認なんですけれども、ここは3万円ということですかね。全部で120施設と いうことで、これは太宰府市内全ての医療機関という形になるんですかね。

- **〇委員長(小畠真由美委員)** 元気づくり課長。
- ○元気づくり課長(安西美香) 医療機関と歯科医療機関と薬局になります。
- 〇委員長(小畠真由美委員) 陶山委員。
- **〇委員(陶山良尚委員)** そしたら、この事業をやるに至った経緯というのは、何かあるんですかね、それを教えてください。
- 〇委員長(小畠真由美委員) 元気づくり課長。
- ○元気づくり課長(安西美香) もともとマスクの配布ができないかということで、以前から検討しておりまして、1施設500枚ぐらいをもともと配布したいという思いがあったんですけれども、そうすると6万枚のマスクというのが今行政としてもなかなか卸の業者さん等に確認しても入手が難しいということで、何かほかの支援はできないかということで、それで予定しておりました予算といいますか、その分を今回のような形に切りかえたものでございます。
- 〇委員長(小畠真由美委員) 陶山委員。
- ○委員(陶山良尚委員) じゃあ、最後1つ。

ちなみに筑紫地区を含めて、県内でこういう事業をされているところってどっかありますかね。

- **〇委員長(小畠真由美委員)** 元気づくり課長。
- **〇元気づくり課長(安西美香)** 筑紫地区管内ではまだ聞いておりません。 以上です。
- 〇委員長(小畠真由美委員) いいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(小畠真由美委員) 進めます。

次に、同項5目公害対策費について執行部の説明を求めます。 環境課長。

○環境課長(中島康秀) それでは、公害対策費の30万円の減額についてご説明いたします。

公害調査事務委託費のうち、当初予定しておりました悪臭検査3回分につきまして、検査を 予定しておりました事業所が業務を停止しているため、現在のところ検査が不要となってお り、検査費用30万円を減額するものです。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(小畠真由美委員) 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小畠真由美委員) 以上で歳出の説明を終わります。

歳入につきましては、歳出とあわせて既に説明を受けましたので、それでは次に第2表債務

負担行為補正の審査に入ります。

5ページをお開きください。

大野城太宰府環境施設組合一般廃棄物処理事業債(令和元年度ストックヤード整備)について説明を求めます。

環境課長。

○環境課長(中島康秀) それでは、大野城太宰府環境施設組合一般廃棄物処理事業債についてご 説明いたします。

これは、本市及び大野城市で設立しております大野城太宰府環境施設組合におきまして、令和元年度中に借り入れを行いました一般廃棄物処理事業債の償還に係る債務負担行為の追加でございます。

対象事業は、令和元年度に施工いたしましたストックヤードの整備工事に伴い、その工事費等の借り入れを行ったものであり、補正額は組合の借入額710万円のうち、令和3年度以降に係る本市負担分で、313万7,000円を計上しております。

なお、借入先につきましては財政融資資金で、償還期間は10年となっております。 説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(小畠真由美委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(小畠真由美委員)** 議案第40号の当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小畠真由美委員) 以上で本案に対する説明、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小畠真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

〇委員長(小畠真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第40号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」の当 委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時15分〉

| 〇委員長(小畠真由美委員) | 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了いたしまし |
|---------------|--------------------------------|
| た。            |                                |

**〇委員長(小畠真由美委員)** ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(小畠真由美委員)** 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

〇委員長(小畠真由美委員) 以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(小畠真由美委員) 異議なしと認めます。

〇委員長(小畠真由美委員) 以上をもちまして環境厚生常任委員会を閉会します。

閉会 午前11時16分

~~~~~~ () ~~~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和2年8月19日

環境厚生常任委員会 委員長 小 畠 真由美